

令和3年度

第3回 入間市防災会議

【まん延防止等重点措置の延長見込みに伴い書面会議の実施】

1. 協議事項

- ①入間市地域防災計画の改訂及び概要版の作成について 資料A
- ②パブリックコメント等の意見について 資料B

2. 報告事項

- ①資料編の改訂について 資料C
- ②令和4年度第1回入間市防災会議の実施日時 資料なし

日時:令和4年6月29日(月)13時30分～

場所:市役所 C棟5階501会議室

※新年度に改めてご案内させていただきます。

【協議事項】 入間市地域防災計画の改訂及び概要版の作成について**解説****資料1 入間市地域防災計画の改訂について**

入間市地域防災計画の主な改訂のポイントは、「Ⅰ法制度や上位計画との整合、Ⅱ動員体制（各部各班）の見直し、Ⅲ地域防災計画の構成等の見直し」となっています。

第2回入間市防災会議で説明いたしました改訂内容について変更や追加はありませんが、パブリックコメント等で頂きました意見による修正や文章の見直しによる文言の修正を行いました。

I 法制度や上位計画(国の防災基本計画、県防災計画)等との整合**(1)災害対策基本法の改正や避難情報ガイドラインの改定による体制・防災体制の強化**

- ①災害対策基本法改正に伴う避難情報及び警戒レベルの運用を踏まえた見直し
災害対策基本法改正後の避難情報と警戒レベルに更新しました。
- ②避難の考え方・避難に関する情報への理解促進など、適切な避難を促す普及啓発活動の充実化
「避難計画の作成」や「マイタイムラインの作成に関する普及・啓発」について記載しました。
- ③避難行動要支援者に対する個別計画策定の推進等の支援体制の強化
「個別避難計画の作成と管理」について記載しました。

(2)水防法、土砂災害防止法の改正による避難体制の強化

- ①水害や土砂災害の危険区域にある要配慮者利用施設の抽出及び避難確保計画の策定・訓練の推進
水防法や土砂災害防止法に基づき「洪水浸水想定区域の指定等」や「避難体制の確立」について記載しました。

(3)平成28年熊本地震等の教訓による防災体制の強化

- ①外部からの人的、物的支援を迅速かつ円滑に受け入れるための受援体制の整備
「応援受入体制の整備」と「応援要請及び派遣要請」について記載しました。
- ②在宅避難者や車中等に避難している被災者に係る情報把握及び生活環境確保のための支援体制の整備
「避難所外避難者対策」について記載しました。
- ③災害廃棄物の処理体制確保に係る見直し
「がれき処理等廃棄物対策」について記載しました。

(4)その他の改訂

- ①新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策による避難所運営等の見直し
「避難所における新型コロナウイルス感染症等対策」について記載しました。
- ②女性や要配慮者、性的少数者への配慮を踏まえた避難所運営等の見直し
「要配慮者や女性、性的少数者への配慮」について記載しました。
- ③被災者生活再建支援法の改正等による被災者支援制度拡充を踏まえた見直し
「民生安定化措置」について記載しました。

II 動員体制(各部各班)の見直し

- (1) 初動期（発災後 72 時間を目安）は人命救助を最優先し、徐々に応急復旧体制に移行
 - (2) 避難所対応は、避難所施設を所管する部で行う
(教育部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部)
 - (3) 初動緊急救助班を応急対応班に変更
(都市整備部、上下水道部)
 - (4) 応援班の創設
(企画部、総務部、福祉部、環境経済部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局)
- (1)から(4)までは「震災応急対策計画」と「風水害応急対策計画」に記載しています。

III 地域防災計画の構成等の見直し

- (1)構成の見直し
予防計画の重複部分の一本化や風水害編の充実化など、計画内容や構成を見直しました。
- (2)レイアウトの見直し
計画の見やすさ・わかりやすさを重点におき、見出しやフォーマットを見直しました。

★概要版★

今回の地域防災計画は数多く改訂を行ってあります。市民に幅広く周知するために、入間市地域防災計画[概要版]を作成いたしました。日常的な心構えや備えを市民一人一人が行うことで、災害時に大きな効果をもたらすと考えております。

市公式ホームページをはじめ、各公民館に配置し多くの市民に周知していきます。

【協議事項】 パブリックコメント等の意見について

令和3年12月22日（水）から令和4年1月20日（木）までの期間で「入間市地域防災計画（改訂素案）」に関してパブリックコメントを実施しました。

結果、3人の方から7件のご意見等が寄せられ、意見等と市の考え方は次のとおりです。

No.	箇所	見等の概要
1	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 【総10】	日赤赤十字奉仕団や母子愛育会の団体名が書かれてあるのに民生児童委員の記載が無い。要配慮者や避難行動要支援者に近い立場として、記載が必要ではないか。
2	災害情報の収集・伝達 【応(風水)13~14】	避難情報の伝達手段に、緊急速報メール・テレビ（Lアラート）の記載がない。 また「個別広報」の意味がわかりづらい。
3	災害情報の収集・伝達 【応(風水)13~15】	応(震災)84~86に示す震災応急対策計画の広報活動では、ホームページに加え「登録制メール、SNS等」の記載があるので、応（風水）でもそれらは記載すべき。
4	災害情報の収集・伝達 その他の通信連絡手段 【応(震災)15】	(2) アマチュア無線 本文にアマチュア無線の記載がないので、他の見出しにすべき。
5	現場本部の設置 【応(震災)5】 【応(風水)4】	(3) 設置場所及び担当区域 藤沢現場本部の所在地が区画整理前の住所である。
6		よくまとまった計画となっている。市民への周知徹底のため、計画を全世帯に配布してもらいたい。ホームページの掲載で済ませるのではなく、高齢者などの情報弱者に寄り添った対応をしっかりとってもらいたい。
7		災害弱者（特に肢体不自由者、視覚・聴覚障害者）に対する防災訓練はどのように実施されているのか。またどのような体制・連携がされているのか。

解説

資料2 パブリックコメント等の意見について

7件のご意見をいただきました。そのうち、No.1からNo.5までにつきましては、記載または修正を行いました。

No.6のご意見につきましては、地域防災計画の全戸配布となっておりますが、資料が大量であり、配布には莫大な費用が生じることから、市公式ホームページや広報紙を活用して周知を行っていきます。

No.7のご意見につきましては、地域支援者と協力しながら個別避難計画を作成し、要支援者の安否を確認する訓練などを取り入れていきます。

防災会議委員のご意見

No.	箇所	見等の概要
1	指定公共機関 【総8】	(修正前) 東京電力パワーグリッド(株)川越支社・志木支社 (修正後) 東京電力パワーグリッド(株)川越支社
2	第47イ7ライン施設の応急対策 【市・県・各関係機関】 【応(震災)70】 【応(風水)79】	(修正前) 東京電力パワーグリッド(株) (修正後) 東京電力パワーグリッド株式会社川越支社
3	災害時の動員体制 【応(震災)3】	(修正前) (1 1) 応援班の農業員会事務局 (修正後) (1 1) 応援班の農業委員会事務局
4	災害時の動員体制 【応(震災)2】 【応(風水)2】	令和3年10月の部長研究協議会で提示された「災害時における各部各班体制の見直し」の提案内容に対し、各部から様々な意見があったと思われる。意見に対する危機管理課の回答が各部にないまま第2回入間市防災会議で提示したことは、行政計画策定過程において不適切な対応であると言わざるを得ない。市民や外部団体で構成する防災会議において協議事項とする前に、庁内での合意形成が必要であったと考える。
5	第2回入間市防災会議 資料1 地域防災計画の改訂の中の II 動員体制(各部各班)の見直し	「避難所対応員は、避難所施設の所管部で行う」とあるが、以前指摘したとおり、被災直後の学校運営等の教育部本務との並行対応が必要となる中で、教育部職員のみでは想定対応人員(126人)を確保することは困難であることが明らかのため、表記を修正すべきである。⇒「…は、避難所施設を所管する部を中心に行う」。これは(4)の応援班の応援をあらかじめ想定した表記である
6	3 避難所の管理・運営 【応(震災)37】	「避難所の管理運営は、市、施設管理者、自主防災会等が…運営委員会を組織し行う」という表記は改定前と変わっていないが、令和3年12月の庁議で報告された職員訓練アンケート結果の表記「避難所開設・運営は、自主防災会、施設管理者、行政が…」と順番が異なっている。報告のとおり進めたいのであれば、自主防災会や施設管理者へより一層理解していただくための事前説明が必要で、改訂素案も順番を入れ替えることが必要ではないか。

解説

防災会議委員の意見について

6件のご意見をいただきました。そのうち、No.1からNo.3までにつきましては、修正を行いました。

No.4のご意見につきましては、ご意見を受け止め、今後の事務の参考といたします。

No.5のご意見につきましては、現在、避難所対応員が指名職員であること記載したものととなります。避難所対応員が不足する場合は、応援班の応援を受けることとなるため、原案のままとなります。

No.6のご意見につきましては、市、施設管理者、自主防災会の順とします。

【報告事項】 資料編の改訂について 【報告事項】

資料編の主な改訂点は、以下のとおりとなります。

第1編 資料集**資料1 防災体制**

- 動員体制の修正
- 令和4年度庁内組織の見直しによる課名等の修正
- 災害協定の更新

資料2 災害環境

- 要配慮者利用施設の更新

資料3 防災資材

- 勤労福祉センターの削除及び市民会館・中央公民館に閉鎖中表示の追記
- 県の第二次緊急輸送道路の修正
- 防災行政用無線一覧の更新
- 災害用指定井戸一覧の更新
- 防災センター備蓄品目の更新

第2編 避難所運営マニュアル**入間市避難所運営マニュアル**

- 男女双方や性的少数者に配慮した内容への変更
- 様式の見直し

解説**資料3 資料編の改訂について**

地域防災計画の資料編は、「第1編資料集、第2編避難所運営マニュアル、第3編様式集」の3つとなります。

今回は、地域防災計画の改訂に合わせて、資料編も改訂したものです。また、入間市避難所運営マニュアルの一部変更や見直しを行っています。

報告

令和4年第1回入間市防災会議は、次のとおり実施いたします。

日 時：令和4年6月29日（月）13時30分～

場 所：市役所C棟5階501会議室

内 容：地域防災計画の改訂、令和4年度入間市防災訓練の実施

新年度に改めてご案内させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。